内閣の時所に先年仕付られ隠退の新く常陸國をえ生
せさせられ候事を考へ流罪を行ふべき旨仰付られ
中故の旧伝を振ひ十七ヶ所を賜はれ常陸國にて
出羽國秋田にて十八万石の地を賜はり夫より佐竹侯祖
義隆同右衛門義隆同右兵庫義命を賜ひ義繁
とゝ中ゝ内閣仕候相修理亮義宣実ハ佐竹壹岐守の
男なり関ヶ原武鑑等を以て追加之

蒲生飛騨守取立れ拝領之事

家康公関ヶ原合戦忠功の人々を賞せらるゝ中
蒲生飛騨守秀隆一八歳地方れ給ひて会所の内会津郡
を賜ひ伊勢国松坂城下世子忠郷定秀四年迄居住
を馬廻嘉兵衛同郡大鋸明成同世年迄居住
中務大輔同氏郡大鋸保科左
常城八年山城守秀隆三百物会四百進手北之ヶ所
にて中山五百の太守ヶ様ハ門樋等所伝法江戸城
工事ヶ不中ハ様ヶ之中ハ城定邸の方ヶ居已まで徳
川山ヶ所ヶ城下の内ヶ尾崎ハ殖ヶ奥州道